

# 財政健全化のための基本的な考え方

平成19年2月

幸 手 市



## はじめに

幸手市は、「合併」への取り組みが白紙となった後、行財政改革ACTプランを策定して自立に向けた努力を重ね、各種事務事業の見直しに組み込み、第2次定員適正化計画の目標を大幅に上回る職員数の削減を行うなど、一定の成果をあげてきました。

しかし、平成6年をピークに人口が減少に転じ、景気の低迷も大きく影響して市税収入は伸び悩み、また、国は地方財政制度を見直し、三位一体の改革などにより地方交付税や国庫補助金の大幅な削減を行い、本市の歳入予算に大きな打撃を与えています。一方、少子高齢化の急速な進行による社会保障経費の増加に加え、積極的な基盤整備などによる公債費や国民健康保険会計などへの繰出金の増加により、非常に厳しい財政運営を余儀なくされています。

特に公債費に関しては、本市の場合、基盤整備のほとんどを地方債（借金）で賄っていたことから、財政規模に対して借入金の返済が多いとの判断から、平成23年度決算を目標とした「公債費負担適正化計画」を国及び県との協議により策定しなければならず、基盤整備などの経費に関しては、一定の期間、相当の圧縮をしなければなりません。

ここ数年においても財政状況は厳しく、行財政改革ACTプランに基づきさまざまな事務事業の見直しを行い、基金（貯金）を取り崩しながら市政運営を行ってきたところですが、その基金も底をつき、このままの状態では財政運営を行っていけば、近い将来には「財政再建団体」に転落してしまうことも考えられます。市の財政状況は、まさに「非常事態」といえることができます。

そこで、「財政再建団体」への転落を何としても阻止するため、財政健全化のための基本的な考え方をここに示させていただきます。次代を担う子どもたちに負担を残さず、夢の描ける幸手市を創っていくため、市民の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

幸手市長 町田英夫

## I 財政健全化の必要性

平成 19 年度の予算編成においては、市税は増加の傾向にあるものの、市税とともに一般財源の主要な部分を占める地方交付税の総額が、平成 18 年度当初予算と比べ約 7 億円の大幅な減少となり、一方では、社会保障費は増大するなど、例年にない規模での歳出予算の削減を行っても財源不足を解消することができず、約 5 億円の基金を取り崩し、予算が編成できた状態です。

その結果、今後の財源不足に対応するための基金はほぼ底をつき、平成 20 年度については、平成 19 年度とほぼ同じ歳入・歳出の予算を組んだとしても、今年度充当した基金からの取り崩しができないため、約 5 億円の財源不足が生じてしまうこととなります。仮に決算において財源不足が生じた場合、繰上充用（次年度予算の先喰い）を行うこととなり、それが 2 年、3 年と続き、標準財政規模（市税、地方交付税、地方譲与税等の合計）の 20%以上の赤字が生じると、現実に財政再建団体への転落という事態になります。

このような事態を阻止するため、財政健全化に重点をおいた計画を新たに策定し、これまで以上の徹底した改革を断行しなければなりません。今後、合併の有無にかかわらず、将来にわたって持続可能な行政運営が行えるよう、行政も徹底した節減を行うことはもとより、市民の皆様のご理解とご協力をいただき、市民生活に影響するような改革も行わざるを得ないものと考えています。

## II 目 標

財政健全化の期間は、平成 23 年度決算までとし、以下の目標を達成するため、各種の取り組みを行い、将来にわたって必要なサービスを安定して供給できる、自立した市としての財政経営体質の強化を図ります。

- 1 財政再建団体への転落を阻止
- 2 収支の均衡と財政構造の改革

### Ⅲ 取り組みの基本姿勢

#### 1 危機意識の共有と徹底した改革

財政状況が悪化に至った原因を分析し、徹底した改革を行うという強い意思をもって取り組みます。さらに、市民の皆様にも随時情報提供を行うことで危機意識を共有していただき、ご理解とご協力をお願いしていきます。

#### 2 行財政運営の抜本的見直し

財政健全化のためには、行財政運営の抜本的な見直しが必要です。事業をゼロベースで見直すことはもとより、常にコスト意識をもち、経営感覚をもって行財政運営を行います。

特に、財政の健全化が図られるまでの間は、市民生活への影響を勘案しながら、事業の休止・廃止・縮小を検討します。

また、市の一般会計のみならず、特別会計についても、また、公社等の財政援助団体についても、抜本的な見直しを行います。

#### 3 市民との協働

まちづくりは行政だけではなく市民とともに行うことを再確認します。そのうえで、行政の責任範囲を再検討し、行政のやるべきこと、民間企業、NPOやコミュニティなどのほうが実施しやすいことを整理し、協働のための支援を行うことで、あらゆる分野において市民との協働を推進していきます。

## IV 取り組みの方向

### 1 歳入の確保

#### (1) 市税等収納対策の強化

- ① 担当部署の充実を行うなど課税体制の強化を図ります。
- ② 税負担の公平性を保つため、滞納処分の強化を図ります。

#### (2) 受益者負担の適正化

- ① 施設使用料の減免規定を見直し、受益者に対し公平な負担をお願いします。
- ② 施設使用料や負担金については、コスト計算に基づく適正な金額に見直します。

#### (3) 遊休資産の売却、賃貸

市が保有する遊休資産を洗い出し、各資産の条件等を考慮した有効活用・処分の計画を策定します。

- ① 売却できる資産は早期に売却します。
- ② 他の団体等が有効に利用できる資産については、賃貸により使用料の収入を確保します。

#### (4) 企業誘致

現状では、自主財源増加の可能性が小さいため、平成 24 年度に予定される圏央道インターチェンジの開設をチャンスと捉え、県の田園都市産業ゾーンの整備推進と連携してインターチェンジ周辺等の開発をすすめ、工業流通系の企業を積極的に誘致し、税収の増加を図ります。

## 2 歳出の抑制

### (1) 事務事業の再構築

行政の責任範囲を再検討し、事業をゼロベースで見直します。

- ① イベントやイメージアップに資する事業については、実施主体や内容を見直し、改めて目的と効果を考え直したうえで、廃止も含めた検討を行います。
- ② 事務事業は、法令の定めにより義務化されている事業以外は、市民生活への影響を勘案しながら、事業の休止、廃止や縮小を検討します。
- ③ 全ての事業について、コスト意識をもち、効率的な事業執行を徹底します。

### (2) 施設の統廃合

平成6年をピークにそれまで増加し続けていた人口が減少に転じ、今後も、減少傾向は続くと言われています。人口の増加を前提に整備してきた市有施設は、現在の幸手市の規模では維持することも難しい状況にあります。そのため、各施設を、設置目的及び効果、利用状況、効率性などについて総合的に見直したうえで、統廃合をすすめます。

### (3) 人件費の削減

幸手市は、平成18年12月に、給与費の削減を図るため給料表の改訂を行いました。

また、職員数については、平成14年度からの5年間で、第2次定員適正化計画の目標に倍する70人の職員を削減し、さらに、今後、予定される職員の大量退職に向けて、第3次定員適正化計画を策定しましたが、事務事業の再構築、施設の統廃合をすすめて業務量を見直し、さらなる職員削減を行い、総人件費の削減を図ります。

#### (4) 起債の抑制

国・県の補助金や地方債などを活用して事業を実施することで、当該年度における市の一般財源からの支出を少なくすることができます。しかし、地方債などは、後年度に大きな負担となってしまうため、幸手市公債費負担適正化計画に基づき、どうしても必要な事業以外は起債を抑制します。

特に、大規模事業については、現在施工中で平成 19 年度完了見込みの幸手駅東口駅前広場整備事業及び幸手停車場線街路事業や、圏央道に関連する都市計画道路等整備事業、小・中学校の校舎耐震補強事業、公共下水道整備事業などに限定することとします。

### 3 平成 19 年度当初予算における主な緊急対策

- ・ 市長等給与の減額
- ・ 使用料減免措置の見直し
- ・ 各種団体等への補助金の減額
- ・ 職員の地域手当支給の停止
- ・ 敬老会アトラクションの休止
- ・ 市道の新規設計、改良工事、舗装工事の休止
- ・ 公民館主催事業の休止
- ・ 市民体育大会中央大会の休止
- ・ 各種施設修繕の繰り延べ、減額
- ・ 公共下水道事業特別会計への繰出し金の減額